

生活保護基準の引き下げに反対する会長声明

2013年（平成25年）1月15日

群馬弁護士会

会長 石原 栄一

1. 2012年8月10日社会保障制度改革推進法が成立し、その附則で生活保護の給付水準の「適正化」が明記され、同年8月17日に閣議決定された「平成25年度の概算要求組替え基準について」では、「生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取組み、その結果を平成25年予算に反映させるなど極力圧縮化に努める」とされた。これを受けて財務省は10月22日、財政制度等審議会に生活保護基準の切り下げに向けた具体的提言を行い、平成25年度の予算編成に向けた生活保護制度の見直しの議論を始めた。

このような一連の流れから、本年末にかけての来年度予算編成過程において、厚生労働大臣が生活保護基準の引き下げを行おうとすることが必至の情勢である。

2. しかしながら、生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」基準であって、わが国の生存権保障の水準を決する極めて重要な基準である。生活保護基準を引き下げれば、保護が廃止されたり、保護費が減少する者が大量に発生するだけでなく、最低賃金の目標額が下がることにより、最低賃金などを始めとする労働条件にも大きな影響が及ぶ。また、生活保護基準は、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動している。このように、生活保護基準の引下げは、市民生活全体に大きな影響を与えるのである。

したがって、生活保護基準については、社会的弱者の意見を十分に聞き、そ

の生活実態を綿密に調査したうえで、適正に検討されるべきであり、財政目的で、政治的に決められるべきではないのであるが、現在のところそのような意見聴取や調査などに基づく検討が十分になされているとは言えない。

3. マスコミではあたかも生活保護の不正受給が増えているかのような報道がなされているが、実際には不正受給の割合は保護費の0.4%弱で、ここ数年大きな変化がないし、厚労省が不正受給として発表している数値の中には、高校生の子どもがアルバイトした賃金の申告漏れのような、必ずしも悪質とは言えないケースが含まれている。他方で、わが国の生活保護捕捉率は、2010年4月の厚労省発表でも所得ベースで15.3%、保有資産を考慮しても32.1%と推計されており、生活保護を利用すべき者が利用していないことの方が問題である。それにもかかわらず、扶養調査の強化のような、生活保護の利用を抑制するような政策を取り、生活保護利用者数を抑制することは、国が国民の生存権保障を放棄することに他ならない。

4. よって、本会は、憲法25条が保障する生存権を尊重する立場、及び、生活保護基準引き下げが市民生活へ与える影響の大きさから、生活保護基準の引き下げには慎重かつ十分な検討が必要であると考え、来年度予算編成過程において生活保護基準を引き下げることに強く反対するものである。